

寄稿論文

# エスニック・コミュニティのない 難民申請者へのグループワークによる支援

森谷康文 北海道教育大学教育学部（多文化ソーシャルワーク）

## key words

難民申請者、エスニック・コミュニティ、グループワーク / Asylum-seekers, Ethnic Communities, Social-group-work

## 1. はじめに

日本の公的な難民受入れは1970年代のインドシナ難民にはじまるが、日本に定住した多くのインドシナ難民は、集住し、エスニック・コミュニティを形成した。集住化の背景には、母語のネットワークの形成やエスニック・フードへのアクセスが比較的容易であるといった生活の便宜性に加え、難民を受け入れる体制が不十分な日本社会で生き抜くために相互扶助を得ることがある。こうした「生活戦略」としてのエスニック・コミュニティの形成は、インドシナ難民以外のいわゆる条約難民の一部の国や民族の出身者にもみることができる。

ところが、難民申請者数の増加にともない、近年では難民の出身国の多様化がみられ、日本にエスニック・コミュニティがない者もめだつようになっていく。今日の日本の公的な定住支援の枠組みが基本的にインドシナ難民の頃のものとは変わりがなく、エスニック・コミュニティが日本に存在せず、そこから日常生活上の便宜や精神的な安心を得られない難民の生活は、いっそう困難な状況にある。本論は、こうしたコミュニティからの援助を得られない者に対する支援のあり方を検討するために、コミュニティがない難民申請者の生活状況について報告するとともに、エスニック・コミュニティのオルタナティブとしてのグループワークの可能性について考察する。

## 2. 難民申請者の生活困難

難民申請者の日本での生活困難のひとつに、申請者という社会的にも心理的にも不安定な状態が長期に続くことがある。認定審査を所管する法務省は審査期間について「2011年3月末までに原則的に6か月で処理できる状況となるよう努めること」としているが、2010年度に要した処理期間は平均で12か月から14.4か月となっている<sup>1</sup>。日本に暮らす難民を支援している難民支援協会の石川は、日本の難民認定審査が通常で2年から3年を要し、長い場合は11年間も待たされていると述べている<sup>2</sup>。申請者が入国管理法に違反していると判断される場合は、入国管理局の施設に収容されることもあるが、申請者の中には、収容が数年にわたる長期に及ぶ者や施設内の処遇が適切でないために身体や精神的な健康を損なう者がいることも報告されている<sup>3</sup>。収容された申請者の不安は計り知れないものがあるが、収容されなかった者も、難民認定されるなど何らかの形で在留が許可されない限り、いずれは収容されるのではという不安を常に抱えている。

さらに、審査結果を待つ期間の生活費用が必要なことはいうまでもない。申請者の中には、一定の条件のもとで就労が許可される者もいるが、就労が許可されることと就職ができることは別である。許可があっても近年の不況で就職先がみつからない、日本語の習得が不十分なことを理由に不採用になるなど、実際に働いて生活に必要な収入を得ることができる申請者はごく一部に限られている<sup>4</sup>。申請者が審査結果を待つ間の日本での生活においては、生活保護をはじめとする社会保障制度の多くは適用されない。困窮する者に対しては、政府から生活費や必要な医療費が支給されているが<sup>5</sup>、政府より委託をうけ申請者への保護費支給業務をおこなう財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(Refugee Assistance Headquarters: RHQ)の事業報告をみると、申請者のうち実際に保護費を支給した人数とその年度の総申請者数にはかなりの開きがみられる(表参照)。申請者数はその年度に申請した者の数であり、審査が継続している者や申請の第一次段

階で不認定となったことをうけて異議申立をしている者を加えると保護費が必要な者は更に多くなるだろう。全ての申請者が困窮しているとは一概にはいえないが、就労できる者が限られていることなどから、まとまった収入もなく、保護費の受給もできずに、極めて困窮した生活を送っている申請者は相当数いるだろう<sup>6</sup>。難民は他の移民と比べて辿り着いた国で困難を経験する度合いが高く、抱える問題がより深刻な傾向にある<sup>7</sup>。その背景には紛争や迫害などによる心的外傷を負っていたり、母国を離れる前に渡航先の言葉の習得や情報の収集、家族との離別にあたっての心の整理や必要な荷物の準備をすることができないことに加え、移住した国で十分な援助を受けられないことも含まれる。

表 各年度の難民申請者数と保護費支給状況<sup>8</sup>

年度	申請者数	保護費受給者数(うち新規)
2006	954	190 (138)
2007	816	205 (109)
2008	1599	404 (302)
2009	1388	583 (390)

財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部の平成18年(2006年)から21年(2009年)の事業報告を参照に筆者作成

### 3. 難民申請者とソーシャルサポート

難民として認定された者や申請者の中には、同じ国の出身者や同じ民族で集住して生活するエスニック・コミュニティの形成がみられる<sup>9</sup>。集住化の背景には、母語のネットワークの形成や情報、就労、住居、エスニック・フードへのアクセスが比較的容易であるといった生活の便宜性や精神的安定を求めることに加え、難民を受け入れる体制が不十分な日本社会で生き抜くための相互扶助を得ることがある<sup>10</sup>。エスニック・コミュニティでは、コミュニティ・メンバー間での日常生活費や用具の貸し借り、仕事の斡旋、日本語が不自由な者に対する通訳や様々な手続きの代行、自治体や支援団体への橋渡し、不安を抱えるメンバーへの情緒的支援等の提供がみられる<sup>11</sup>。こうしたコミュニティによる相互扶助の機能は、いわゆる「ソーシャルサポート」といえる。

ソーシャルサポートの基本的機能には、愛されている、守られていると感じることのできる、傾聴、共感、励ましといった「情緒的支援機能」や、家事の手伝いや金銭的支援といった有形の「道具的支援機能」、そして様々な情報を提供する「情報提供機能」、「教育機能」などがある<sup>12</sup>。ソーシャルサポートは、一般的に、「家族や友人、社会の中で同じ悩みや課題を抱える者同士 (Peer)、そして専門家もふくんだ個人をとりまく周囲の人々とのやりとり」とされる<sup>13</sup>。また、U. GeorgeとF. Chaze<sup>14</sup>は、カナダにおける南アジアからの女性移民の調査から、「同じ体験をした移民仲間同士の失敗体験を含む実体験にもとづく情報の共有が最も実質的な援助である」とインフォーマルなサポートの重要性を強調している。特に、同じ文化背景や経験、境遇におかれた者で構成される集団には、移民がしばしば体験する「社会的なつながりの喪失」や「母国での資格や職業経験が認められず仕事に就けない」、「自分のもっている知識やこれまでのやり方が通用しない」、「差別や偏見にさらされる」といったことを背景に生じる「うつ状態」、「精神疾患の発症」といった精神的危機を予防する機能があることも指摘されている<sup>15</sup>。エスニック・コミュニティの影響はこうした肯定的なものばかりではないという指摘<sup>16</sup>があるものの、これまでの日本の難民受入れあるいは定住支援施策は、こうしたエスニック・コミュニティによるソーシャルサポートに補完されてきたと言える。

### 4. 難民申請者出身国の多様化

1980年代半ばまでの日本の難民受入れは、ベトナムを中心とするインドシナ難民であった。1990年代半ばからは、主な申請者の出身国は他のアジア諸国へと移り、難民申請件数が初めて300件を超えた2001年の申請者の出身国は、トルコ、アフガニスタン、パキスタンが全体の70パーセントを占めている<sup>17</sup>。その後も、ミャンマー出身者が単独で過半数を超え

るなど、申請者がこうした一部の国に集中する傾向は現在も続いている。

しかし、近年の傾向として、申請者の大幅な増加に伴う申請者出身国の多様化も窺える。2007年の第168回臨時国会での福島瑞穂議員質問への回答によれば申請者出身国数は2004年から2007年で34か国であったのに対し、2010年の法務省の報告<sup>18</sup>では単年度で47か国、同じく2011年の報告<sup>19</sup>では51か国と着実に増加傾向にある。特に、2002年<sup>20</sup>および2003年<sup>21</sup>の法務省入国管理局報告や難民支援協会<sup>22</sup>の相談・支援の登録者を見るとアフリカ諸国からの申請者の増加が顕著であることがわかる。アフリカ諸国を中心とする新たな地域からの申請者はまだ少数であり、現状ではインドシナ難民やミャンマーからの難民にみられるような相互扶助をおこなう活発なエスニック・コミュニティは少ない。つまり、コミュニティによるソーシャルサポートが得られない難民あるいは申請者が以前よりも増えており、こうした状況をふまえたうえで申請者の生活支援や認定者の定住支援が必要となっているのだ。

## 5. 難民の「ソーシャル・グループワーク」

これまでに移民や難民を多く受け入れてきた国々では、グループワークを活用した難民の支援がとりくまれている<sup>23</sup>。グループワークは、社会福祉分野をはじめ、医療や臨床心理分野、社会教育の場などにおいて、今日ひろくとりくまれている対人援助手法である。社会福祉分野においては、「ソーシャル・グループワーク」と呼ばれ、その定義や方法は、対象や目的に応じて様々であるが、グループの参加者は「メンバー」と呼ばれ、「グループの力動を媒介として個人の成長や問題を解決する対人援助の専門技術」が共通の概念となっている（以下、グループワークという）<sup>24</sup>。エスニック・コミュニティのない、あるいはそれに所属することができない申請者に対してソーシャルサポートを提供するためのオルタナティブとして、こうしたグループワークを通して意図的に形成された集団が考えられる。

ただし、これまでに難民を対象としてとりくまれるグループワークは、女性、思春期の若者や子どもといった性別や世代別、ドメスティック・バイオレンスの被害者といった個人が直面する問題別など様々な者を対象としつつも出身国や民族、言語や宗教といったエスニックな共通基盤のうえに構成されていることが多い。今回、筆者が難民支援協会と共同でとりくんだグループワークは、エスニック・コミュニティのない難民申請者ということが唯一の共通基盤であり、出身国や民族、母語や宗教などが異なる者で構成されるという実験的な試みであるが、難民支援協会がこれまで不定期におこなってきた閉じこもりがち難民を対象にした集団でのとりくみは、結果として同国出身者等のコミュニティがないか、あっても所属できない者が主となっており、参加者からは活動の継続を希望する声が多かった。

今回のとりくみは、2011年4月から開始された<sup>25</sup>。グループは「オープントーク」と名付けられ、月に2回の開催を原則とし、メンバーが決めたテーマについて、体験や意見を自由に話す形式とした。毎回の参加は平均6名、メンバーの出身地域はアフリカがもっとも多いが、アジア、中東出身者もいる。性別は男性が若干多く、年齢は20歳代から50歳代で、ほとんどが独身か日本では単身生活を送っている。ファシリテーターとしてスタッフが1名、その補助に1～2名が参加する。メンバーの母語は、フランス語、英語、他の言語であるが、メンバーの多くが英語を話せることから、セッションは主として英語でおこない、英語を話さないメンバーのために、ファシリテーターが英語で話した後日本語で解説、もしくは補助のスタッフが日本語で通訳をしている。メンバーの経済的な負担に配慮して、往復の交通費と軽食を提供しメンバー全員で食べている。

## 6. 語られた申請者の状況とグループワークの効果

これまでオープントークで話し合われたテーマは、難民申請手続きや収容といった難民認定に直接関わること、政府からの保護費、医療や就労、住居といった生活に関することを中心に、日本語の学習、大学や大学院への進学や奨学金制度などについても話し合われた。悩みや境遇を共有する申請者同士で話し合うため、申請者とスタッフの1対1の関係では遠慮して語られることが少ない状況や本音が語られている。

今回記載したメンバーの語りは、2010年4月から2011年1月までの記録からまとめている。記録の公開に関しては、グループワークの開始時に、話した内容を難民申請者の処遇改善の資料として使用することがあること、その際には誰が発言したことがわからないようにすることを説明し了承を得た。さらに、記載した名前は仮名であり、内容は本質が変わらない程度にいくつかの発言を合わせて作成している。

## (1) 収容施設の処遇への不満、収容への不安

ミエナ：難民申請が却下されれば収容されるのですか。収容施設は、刑務所のようなところですか。

ジーナ：申請が認められず、収容されたら本人が国に帰るといってまで収容され続けるのですか。本国に戻れない難民は、国に帰ることが言えないので、ずっと収容されることになるのでは。

メンバーは、審査の結果を長い間待っている者や、難民申請が却下され異議申立をしている者であり、いつ収容されるのかという不安を常に抱えている。実際に入国管理局に収容された経験がある者もあり、収容施設での処遇に対する不満や再び収容されるのではといった不安が頻りに語られる。

グループワークでは、こうした不安に関して、収容を経験した者から施設の様子を聞くことができる。収容を体験した人が現在は自分の目の前にいることで、全ての不安を拭いきれないまでも、幾ばくかの安心感を得ているようである。

セヘロ：私は以前収容されていました。収容施設には薬物所持で刑務所にいた人もいましたが、収容所のほうがましだと言っていました。心配なこともあるでしょうが、シャワーもあります。食べるものもあります。だから、気持ちを強く持ってください。

## (2) 政府の保護費支給に関する不安や困窮する生活について

レオン：日本政府から保護費をもらっていますが、4か月が期限だと言われました。私は、仕事も許可されていないし、蓄えもありません。政府からの援助がなくなるとどうやって生活するのでしょうか。もし、働いて見つければ収容されてしまいます。

ビル：政府からの保護費をもらっていますが、電気代やガス代などをひいたら、ほとんど残りません。収容されると眠るところや食べるものもあります。いっそ収容されたほうがいいのではと思いますが、みなさんどう思いますか。

メンバーのほとんどは就労許可がないか、あっても仕事がなく、現在は就労していない。蓄えがある者は一人もおらず、政府の保護費か友人などの支えによってその日をしのいでいる状態である。困窮した生活が続くなかで、こんなに苦しいなら収容されたほうがましなのではと考えることもある。メンバーはこうした不安や生活上の困難を共有し共感し合う。また、グループには親密で安心できる「保護的な環境」が形成されており、普段は誰にも話すことができない心情を語ることができ、慣れない生活やカルチャーショックによる精神的ストレスを軽減し、心的外傷を癒すことにもつながる。このような効果は、個別の支援だけでは限界があることが多い<sup>26</sup>。

ジーナ：私は、保護費をもらって8か月になります。支給のためのインタビューがあるけど、生活が大変なことを話してわかってもらっているから、レオンも大丈夫だよ。

ミエナ：私もビルさんと同じです。家賃も電気代も大変ですね。でもジーナの話聞いて安心しました。ビルさんもがんばりましょうね。

## (3) 健康や医療に関する不安

オーウェン：医療保険がないので、病院にいけません。難民といってもわかってくれないし、オーバーステイといわれて犯罪者のように見られる。

ミエナ：急に調子が悪くなったらどうすればいいの。病院は診てくれるの。

セヘロ：政府の保護費は病院に行くための交通費は入っていない。だから病気になると生活費も苦しくなる。医療費を申請するための診断書のお金もなかった。

保護費を受給する申請者に対する医療費の支給は、医療機関に一旦医療費を支払う償還払いが原則となっており、生活費を削って充てる者がほとんどである。また、通院にかかる交通費も支給の対象外であり、医療費支給の仕組みが生活を

圧迫していることが窺える。

レオン：病院にかかるときはRHQ27に知らせると医療費をだしてくれたよ。それから、僕は歯の治療をしているけど、難民に無料で治療してくれるところがあります。JAR（難民支援協会）に聞けば教えてくれるよ。

ビル：急に調子が悪くなったときは救急車を呼ぶんだよ。お金の話はその後ですればいい。病気が重くなるとお金もかかるから悪くならないうちにいかないと。

グループワークには、医療費や救急車のアドバイスにみられるような「教育機能」、「情報提供機能」がある。他のメンバーから提供される生活に関する知識は、慣れない環境でのリスクを軽減する<sup>28</sup>。

#### (4) 理解されないことへの不安

ミエナ：夏は暑かったので地下鉄に乗り、ひと駅毎に降りてホームで涼んで一日を過ごすこともありましたが。周りの人に何か聞かれたらどうしようかと不安でした。

ジーナ：お金もないので、家の中にずっといます。言葉の問題でコミュニケーションもとれないし、相談もできない。日本に来て何もわからず、結果的にオーバーステイになるけど、本当はそんなことしたくない。でも母国を離れた理由は誰にでも話せることじゃないので、難民のことをなかなか周りに理解してもらえない。

セヘロ：収容施設には薬物所持で逮捕された人もいました。私たちは犯罪者と一緒ですか。オーバーステイになると犯罪者扱いされて誰も助けてくれない。

ビル：難民申請が認定されなければ、いずれオーバーステイになる。だから自分の将来がとても不安です。帰りたくても帰れないのに、オーバーステイと言われて犯罪者扱いされるのはとても嫌だ。

モナシュ：一晩中、未来について考えていました。祖国にも帰れず日本にも受け入れてもらえず、どこへいけばいいのでしょうか。ずっと考えて眠れなくなります。

申請者は社会とのつながりが弱く、日常生活をおくるうえで居場所がないことがストレスとなる。また、日本語を学ぶ機会や就労などによる日本人との交流も少ないことから日本語でのコミュニケーションに不安を抱えている。特に、迫害や暴力を受けた経験をできるだけ話したくないと感じる者も多く、周囲に心情を理解されにくい。迫害などから逃れてきたにもかかわらず、移住先で犯罪者のように扱われることは、二重に迫害をうける体験でもある。こうした背景によって、少なくとも申請者が日本社会になじめず、疎外感を感じている。グループワークのメンバーが語る不安には、母国に帰ることも日本社会に受け入れられることもできず、未来が見えないことが根底にあり、グループが唯一のこうした心情を語り合える場となっている。

#### (5) 申請者が語る希望

グループワークで語られる申請者の思いは、不安ばかりではない。難民として認定されたら、あるいは申請中であっても教育をうけたいと日本語の習得や大学（院）への進学に興味をもっている者もいる。就労への希望も強く、その理由として経済的にも苦しい中でまとまった収入を得たいという思いもあるが、政府の保護費に頼るのではなく自分の力で生活したいという意識も大きい。

ビル：大学院へ進学をしたいと思っています。母国では英語を学び、英語の教師もしていました。難民がうけられる奨学金について知りたいです。

ジーナ：（大学に英語で受講できる講義もあると聞いて）日本語ができないので、大学は無理だと思っていました。難民申請者でも聴講とかできないのでしょうか。

レオン：週に2回、日本語教室に通っています。授業は全部日本語でとても難しいです。でも日本語ができないと仕事もコミュニケーションもうまくいきませんからがんばります。

セヘロ：就労を認めてほしい。就労できれば、政府の保護費にも頼らず、日本政府に迷惑をかけることもない。

## 7. グループワークの効果と今後の課題

グループワークでは、ここでとりあげた発言の他に、母国料理に必要な食材の入手先や食料や家具などを安く手に入れる方法など、公には入手できない情報や個人の体験による助言などが交換される。グループワークでは、情報の受け手が利益を得るだけでなく、「自分の提供した情報を他のメンバーが喜んでくれ、グループに貢献できた」といった情報提供側が「自己肯定感」を得る効果もみられる。メンバーは、グループワークによって様々な情報が入手できることや他者の経験から学べることに加えて、体験や感情の共有の場となっていることを高く評価している。

あるメンバーは、「JARのAさん（生活支援スタッフ）が忙しいことは知っている。だから孤独で寂しいだけでは時間をとらせるわけにはいかない。オープントークは何もなくてもみんなに会えて、遠慮なく自分の話ができる」と語っている。この発言は、申請者の社会的な孤立は個別の支援だけでは対応することができないことを示唆していると同時に、グループがメンバーの所属できる場所となりつつあることを窺わせている。

一方、一部の英語で話すことができないメンバーにおいては、グループには満足していると語っているものの、「母語で話せるならもっとしゃべりたいことがある」と述べており、通訳の導入も今後の検討課題である。また、現在のところメンバー同士が顔を合せるのはグループワークが開かれるとき以外は稀で、日々の生活における生活費や日常生活用具の援助、就労先の斡旋などの相互扶助も今のところみられない。その理由としては、各メンバーが、現状のグループの機能で満足している、グループの歴史が浅く集団の凝集性が高まっていないことが考えられる。さらに、全てのメンバーが経済的に困窮しており生活費や日常生活用具に関する相互扶助は困難であり、頻繁に集まるための交通費をまかなう経済的な余裕がないことなどの申請者の社会的な状況も大きい。

今回のとりくみでは、グループワークの「情報提供機能」や「教育機能」、「情緒的支援機能」が確認できた。一方、申請者のグループワークに「道具的支援機能」が可能かは今後も検討が必要である。

最後に、GlassmanとSkolnik<sup>29</sup>は、グループワークによるメンバー自身の力を実感できる体験や成功体験などを通して、メンバーのエンパワメントが高まり、自分が困難な状況におかれている社会構造を変革する行動である“social action”につながると述べている。日本社会の中で難民がおかれている厳しい状況を変革するためには、難民自らが行動することが不可欠である。オープントークのあるメンバーは“Open Talk made me stronger”と述べており、エンパワメントの高まりが感じられる。ただし、本論では、グループワークの効果を大まかに捉えたにすぎない。今後は、効果のより詳細な検証と申請者を対象としたグループの支援技法についても検討が必要と感じている。

※ 本論は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究（C）課題番号21530579から助成をうけておこなった先行研究及びグループワークの参与観察と個別インタビューをもとに作成した。インタビューに答えていただいた申請者の方、グループワークの記録作成やインタビューの補助をしていただいた難民支援協会に深謝いたします。

- 1 法務省入国管理局「難民関係公表資料 難民認定審査処理期間の公表について」2011年。
- 2 石川えり「日本の難民受け入れ——その経緯と展望」駒井洋監修・編著『国際化のなかの移民政策の課題』明石書店、2002年、208～251頁。
- 3 山村淳平「法務省・入管収容所での人権侵害——医師による実態報告」『法学セミナー』609号、2005年、70～74頁；同「日本の難民の医療状況——医療相談をとらえて」『公衆衛生』70巻5号、2006年、69～74頁。
- 4 2001年9月から翌年の2月にかけておこなわれた難民申請者等の生活状況調査（アジア福祉教育財団難民事業本部委託 / 難民支援協会「難民認定申請者等に対する生活実態調査」2001年度調査）では、対象者の約半数が仕事をしていないと答えている。
- 5 生活費として1人につき月額1,500円（12歳未満半額）、住居費は月額40,000円（単身）から60,000円（4人世帯）、医療費は40,000円までを実費償還払いで支給し、予算額を超える場合は、外務省に確認が必要。
- 6 申請者数の増加と難民手続きの長期化によって申請者に対する保護費の予算が不足し、2008年には支給が一時停止される事態も起こっている。その後保護費の支給は再開されたものの十分な予算が確保されたわけではない（「困窮者への生活費支給滞り」『共同通信』2008年12月5日）。
- 7 Potocky-Tripodi, M., Best Practices for Social Work with Refugees and Immigrants, Columbia University Press, 2002, pp. 17-20.
- 8 財団法人アジア福祉教育財団「平成18年事業報告書」（<http://www.fweap.or.jp/jigyohoukoku18.htm>）；同「平成19年事業報告書」（<http://www.fweap.or.jp/jigyohoukoku19.htm>）；同「平成20年事業報告書」（<http://www.fweap.or.jp/jigyohoukoku20.htm>）；同「平成21年事業報告書」（<http://www.fweap.or.jp/jigyohoukoku21.htm>）。
- 9 新宿区のピルマ・コミュニティ、埼玉県のカルド・コミュニティ、群馬県のロビンギヤ・コミュニティなど（櫻井美香「難民の生活支援とは——社会資源を中心に」森恭子監修『外国人をめぐる生活と医療』現代人文社、2010年、22頁）。現在は難民に限定されていないが、インドシナ難民の定住促進センターを拠点に集住することで形成されるエスニック・コミュニティがある（武田文「エスニック・コミュニティ・ペースド・ソーシャルワーク・プラクティスの可能性——兵庫県下の3つのエスニック・コミュニティに関するケース・スタディからの提言」『関西学院大学社会学部紀要』92号、2002年、94～97頁）。

- 10 川上郁雄「『インドシナ難民』受け入れ30年を振り返る——私たちは何を学んだのか」川上郁雄ほか「日本の難民・避難民受け入れのあり方に関する研究」東京財団研究報告書、2005年5月、68頁。
- 11 長谷部美佳「結婚移民に対する移民ネットワークと移民コミュニティの役割——インドシナ難民の配偶者の事例から」『社会学論考』31号、2010年、16～17頁；武田・前掲注9、89～101頁。
- 12 Helgeson, V. S., "Social support and quality of life," *Quality of Life Research*, 12, 2003, Supplement 1, p. 25.
- 13 Simich, L., Beiser, M., Stewart, M. & Mwakarimba, E., "Providing Social Support for Immigrants and Refugees in Canada: Challenges and Directions," *Journal of Immigrant Health*, 7(4), 2005, p. 259.
- 14 George, U. & Chaze, F., "Tell me what I need to know: South Asian Women, Social Capital and Settlement," *Journal of international migration and integration*, 2009, 10(3), p. 277.
- 15 Canadian Task Force on Mental Health Issues Affecting Immigrants and Refugees, *Review of the literature on migrant mental health*, Health and Welfare Canada, Multiculturalism and Citizenship Canada, 1988, p.14.
- 16 Montgomery, J. R., "Components of refugee adaptation," *International Migration Review*, 30, 1996, pp. 691-962; 長谷部・前掲注11、16～17頁。
- 17 法務省入国管理局「平成13年における難民認定者数について」([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press\\_020201-1.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press_020201-1.html))；同「平成15年における難民認定者数について」([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press\\_040227-1\\_040227-1.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press_040227-1_040227-1.html))。
- 18 法務省入国管理局「平成21年における難民認定者数について」(<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/100226-1.html>)。
- 19 法務省入国管理局「平成22年における難民認定者数について」([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03\\_00077.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00077.html))。
- 20 法務省入国管理局「平成14年における難民認定者数等について」([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press\\_030207-1.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press_030207-1.html))。
- 21 法務省入国管理局・前掲注17「平成15年における難民認定者数等について」。
- 22 アフリカ諸国出身者が40%と報告されている（難民支援協会「難民支援協会——2008年度年次報告」2009年、3頁）。
- 23 Breton, M., "The Relevance of the Structural Approach to Group Work with Immigrant and Refugee Women" *Social Work with Groups*, 22(2/3), 1999, pp. 11-29; Berger, R., "Group work with adolescent immigrants" *Journal of Child and Adolescent Group Therapy*, 1996, pp. 169-179; Kinzie, J. D., Leung, P., Bui, A. & Rath, B., "Group therapy with Southeast Asian refugees," *Community Mental Health Journal*, Summer, 24(2), 1988, pp. 157-166.
- 24 黒木保博・水野良也・横山穰・岩間伸之「グループワークの専門技術——対人援助のための77の方法」中央法規、2001年、14頁。
- 25 グループの運営は、独立行政法人福祉医療機構（WAM）の社会福祉振興助成事業からの補助を受けた。
- 26 Glassman, U. & Skolnik, L., "The role of social group work in refugee resettlement" *Social Work with Groups*, 7(1), 1984, pp. 45-62.
- 27 難民申請者の保護費支給は、政府の委託を受けてRHQがおこなっている。
- 28 Glassman & Skolnik, op. cit., pp. 45-62.
- 29 Glassman & Skolnik, op. cit., p. 48.